



## 1. はじめに♪

桜の花びらが舞い散る季節になりました。知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川浄宗です。

皆さんは「部分意匠」という制度をご存じでしょうか？ 靴下のかかとのように、物品などの部分に係る形状、模様、色彩、もしくはこれらの結合（形態）について、意匠権による保護を図る制度です（2条1項かっこ書き）。

「特許行政年次報告書2022年版」によれば2021年の意匠登録件数は全体で**2万7490件**とされているのに対し、J-PlatPatで検索すると同年の部分意匠の登録件数が**1万1569件（約42%）**と表示されるので（2023年3月現在）、よく利用されている制度だといえます。

現在の意匠法は1959年に制定されましたが、1998年の法改正で導入されるまで、部分意匠制度はありませんでした。同年の改正前の意匠法は、靴下のように、「物品」全体に係る形態（全体意匠）を保護の対象としていたのです。それでは、部分意匠制度はどのような経緯で導入されたのでしょうか？

## 2. 部分意匠制度の沿革♪

意匠法上の物品とは、靴下のように、有体物のうち、市場で流通する動産のことであるとされています。

そのため、靴下のかかとのような物品の部分は、独立した製品として取引されるものではなく、意匠法上の物品に該当しないので、物品の部分に係る形態は意匠法による保護の対象になっていなかったのです。確かに、衣料品店で靴下は売っていますが、靴下のかかとは売っていませんよね。☹

よって、いくら費用や労力をかけて独創的な靴下のかかとの形態を創作したとしても、靴下の全体意匠として意匠登録せざるを得なかったのです。

しかし、模倣者も悪知恵を働かせますから、かかとの形態を取り込みながら、靴下全体としては類似しないようにして、意匠権の侵害を回避しようとする巧妙な模倣が増えてきました。

例えば、P社が今年の干支のウサギをモチーフにしたかかとを創作し、これを備えたハイソックスの全体意匠Aとして意匠権を取得したとします。

このとき、Q社が同じ形態のハイソックスAを無断で販売していれば、P社が意匠権の侵害を主張できるのは当然です。しかし、Q社が販売しているのがカバーソックスCの場合、それが同じ形態のかかたとを備えていたとしても、P社が意匠権の侵害を主張することは一般に困難でしょう。ハイソックスとカバーソックスでは靴下全体の形態が大きく異なるため、非類似の意匠と考えられるからです（図①）。

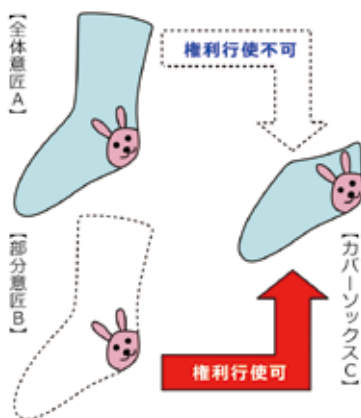
このように全体意匠を保護する制度しかない場合、P社が上記のような問題を防ぎたいのであれば、あらゆる形態の靴下について意匠登録をしておくといったことになりかねず、P社にとって大きな負担になります。

そこで、こうした巧妙な模倣に対応すべく導入されたのが部分意匠制度なのです。つまり、物品の部分に係る形態への投資を十分に保護すべく、1998年の法改正により、意匠を構成する要素として新たに「物品の部分」を加え、部分意匠が意匠法の保護対象になるようにしたわけです。

先ほどの例でいうと、P社がウサギのかかについて靴下の部分意匠Bとして意匠権を取得しておけば、靴下全体の形態がハイソックスであろうとカバーソックスであろうと、当該かかとを備えている靴下であれば意匠権を及ぼすことができます(図①)。

また、P社がウサギのかかとを備えた靴下について、ハイソックスだけの販売だったところ、後からカバーソックスの販売も行うような場合も、靴下の部分意匠Bとして意匠登録をしておけば、当初から双方の靴下に意匠権を及ぼしておけますから、新製品の販売などにも機敏に対応できるのです。

その後、2019年の法改正により部分意匠として保護される対象が拡大されました。すなわち、同改正により建築物や画像も意匠法上の意匠に含まれ、内装の意匠(8条の2)も新たに保護されることになったため、これらの部分の形態についても部分意匠として保護されるようになったのです。



図①：部分意匠制度の意義

日本ではこういった経緯をたどってきた部分意匠制度ですが、物品など一部の形態について保護を図る制度は、米国・欧州・韓国をはじめとする諸外国も設けているところであり、最近になって中国も導入しました。

今回からは、このように実務上も非常に活用されている部分意匠に関する判例を数回取り上げて、この制度の意義や特徴をご説明しましょう。

### 3. 部分意匠の類否判断

意匠法では、新規性の有無や意匠権の侵害といったさまざまな場面で意匠が類似しているか否かの判断(類否判断)が行われます。

全体意匠の類否判断は、物品・建築物・画像(物品など)の用途と機能、そしてそれらの形態という2つの要素に基づいて行われますが、部分意匠は物品などの部分の形態に係るものから、全体意匠とは異なる要素に基づいて類否判断が行われます。

部分意匠の場合、対比する両意匠が以下のすべてに該当するときは類似すると判断されます。
① 出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品などの用途と機能が同一または類似であること
② 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠におけるこれに相当する部分の用途と機能が同一または類似であること
③ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品などの全体の形状などの中で、位置・大きさ・範囲と、公知意匠におけるこれに相当する部分の当該物品などの全体の形状などの中で、位置・大きさ・範囲が、同一または当該分野においてありふれた範囲内のものであること
④ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠におけるこれに相当する部分の形状などが同一または類似であること

図②：部分意匠の類否判断の要素

すなわち、特許庁の審査の指針である意匠審査基準では、以下の4つの要素に基づいて部分意匠の類否判断を行うとされています(図②)。

よって、部分意匠を出願する際は、当該物品などの用途と機能および意匠登録の対象となる形態という全体意匠と同じ要素に加え、「意匠登録を受けようとする部分」の用途と機能、その位置・大きさ・範囲、そして当該部分とその他の部分の境界が、出願書類より導き出される必要があります。

具体的には、図①の部分意匠Bのように、意匠登録を受けようとする部分を実線で、その他の部分を破線で描くなどの方法で当該部分を特定します。

ここで、部分意匠を特定する際に、破線で描かれているその他の部分をどの程度考慮するかが問題になります。ここを過度に重視すると、靴下のかかとの部分意匠Bとして意匠権を取得しても、靴下の全体意匠Aと同様に、ハイソックスにしか意匠権が及ばないといったことになりかねません。

一方、その他の部分を無視したり過度に軽視したりすると、靴下のかかとの部分意匠Bとして意匠権を取得しても、靴下の全体意匠Aと同様に、ハイソックスにしか意匠権が及ばないといったことになりかねません。

今回紹介する知財高裁平成19年1月31日の判決「プーリー事件」は、その他の部分をどの程度考慮して類否判断をすべきか示した事例です。

#### 4. この事件のあらすじ

原告Xは、平成16年3月15日にプーリー（滑車）に関する意匠（X意匠）について意匠登録出願を行いました。が、平成17年3月8日に拒絶査定を受けたため、同年4月25日に拒絶査定不服審判を請求しました。

しかしながら、「X意匠は、意匠登録第908556号の類似第1号の意匠のX意匠に相当する部分の意匠（引用意匠）と、意匠に係る物品が共通し、また、X意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途および機能、位置、大きさ、範囲と、引用意匠のX意匠に該当する部分が共通し、その形態においても、共通点は差異点を凌駕して類否判断を左右するといふべきであるから、両意匠は類似するものであるため、意匠登録を受けることができない（意3条1項3号）」として、拒絶審決が行われました（不服2005-7310）。

そこで、Xは特許庁長官を被告として、この拒絶審決の取り消しを求め、審決取消訴訟を提起したわけです。

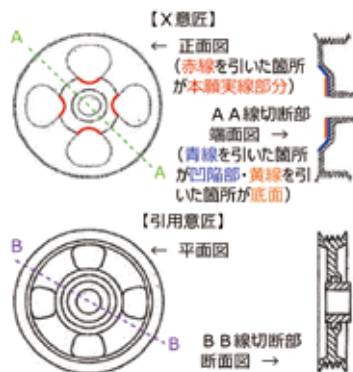


図3：X意匠と引用意匠

本判決は、以下のように部分意匠の類否判断を行う際、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲を考慮する必要があると判断しています。

#### 5. この判決の内容

##### この判決のポイント

「部分意匠の類否の判断に当たっては、意匠登録を受けようとする部分の形状等と、同部分と位置等が大きく異なる部分についての形状等は、仮に、それらの形状等自体が共通又は類似していたとしても、美感上、看者に与える印象が異なる場合もあるから、意匠登録を受けようとする部分とそれに相当する部分が、物品全体の形態との関係において、どこに位置し、どのような大きさを有し、全体に対しどのような割合を占める大きさであるか（「位置等」）についての差異の有無を検討する必要があります。

もともと、部分意匠制度は、破線で示された物品全体の形態について、同一又は類似の物品の意匠と異なるところがあっても、部分意匠に係る部分の意匠と同一又は類似の場合に、登録を受けた部分意匠を保護しようとするものであることに照らせば、類否判断において、意匠登録に係る部分とそれに相当する部分の位置等の差異を考慮するに当たっては、上記部分意匠制度の趣旨を没却することがないようにしなければならない。破線部の形状等や部分

意匠の内容等に照らし、通常考え得る範囲での位置等の変更など、予定されていると解釈し得る位置等の差異は、類否判断に影響を及ぼすものではない」

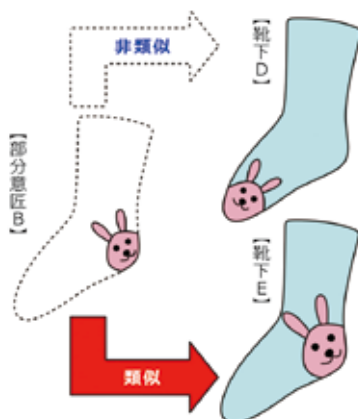
「本願実線部分は、……ディスク部に凹陥部を有するプーリーにおいて、ディスク部の凹陥部の底面に位置するものとして、一定のまとまりがあり、美感を生じさせる形状等からなる部分ととらえることができ、本願実線部分は、その内容に照らし、それと相いれない、ディスク部に凹陥部を有しないプーリーに位置するものを予定していないと解するのが相当である。また、本願実線部分の外周縁部に等間隔で位置する四箇所の略弧状の切り欠き部も、視覚的に想定し得る凹陥部底面の円周の切り欠き部として、その形状を認識することができるのに対し、本件相当部分は、ディスク部全面の平坦部における略中央部分というものであり、本件相当部分と他の部分とを直ちに視覚的に区別するものがなく、四個の透孔による切り欠き部についても、どの範囲の切り欠きであるかを直ちに視覚上認識することはできない。そうすると、本願実線部分と本件相当部分との間に存在する位置の差異によって、X意匠と引用意匠は、看者に対して、全く異なった美感を与えるものというほかないのであり、上記の位置の差異は、X意匠と引用意匠の形状自体の共通点を凌駕し、両意匠に異なった美感をもたらすといふべきである」

## 6. 本判決の意義

本判決が述べるように、意匠登録を受けようとする部分の形態が共通していたとしても、物品などの全体的な形態との関係において、その位置などが異なれば、それを見る者に美感上の異なる印象を与えることがあります。

冒頭の例でいえば、部分意匠Bにおけるかかとと同様のウサギをモチーフにした形態がつま先に備えられている靴下Dは、意匠Bとは非類似の意匠になるでしょう。双方から生じる印象はまったく異なりますよね（図④）。

そもそも部分意匠は、意匠登録を受けようとする部分であるウサギをモチーフにした形態を靴下から独立させて創作することはできません。当該部分を靴下という物品の全体的な形態との関係において、どこに（かかと）位置させ、どれぐらいの大きさ（5 cm 四方）のものとし、どの程度の範囲（人のかかとを覆う）を占めさせるのかを含めて創作されるのです。



図④：部分意匠の類否判断の例

要するに、部分意匠とはあくまでも物品などの部分に関する意匠であり、物品などから切り離されてそれ単独で存在しているわけではないのです。

図③に基づいて本件を検討すると、本願実線部分も本件相当部分も、円環状のディスク部において、その中央部の上下左右の計4カ所に同一形状の弧状の切り欠きを形成しているため、X意匠の意匠登録を受けようとする部分の形態は引用意匠と共通します。

しかし、X意匠における当該部分は、破線で描かれているその他の部分を踏まえると、ディスク部に凹陷部を備えるプーリーにおいて、この凹陷部の底面に位置しています。そうすると、4カ所の切り欠きを一定のまとまりがあるものと認識できるとともに、凹陷部の底面の円周に設けられた切り欠きとして明確にその形状を認識できます。

これに対して、引用意匠における本件相当部分は、全面が平坦に形成されたディスク部の中央に位置しており、X意匠のようにディスク部に凹陷部を備えていません。そうすると、引用意匠にはX意匠における凹陷部の底面がないため、本件相当部分とその他の部分を明確に区別できません。

したがって、破線で描かれているその他の部分も含めて考えると、X意匠と引用意匠はまったく異なった美感を与えるので、両者が類似するとした審決は誤りであると判断されたのです。

## 7. おわりに

本判決が述べるように、破線で描かれているその他の部分の形態を踏まえて、意匠登録を受けようとする部分の位置などを考慮するとしても、先ほどの部分意匠制度の趣旨を没却するような捉え方をしてはなりません。

そうすると、ウサギをモチーフにした部分がかかとを覆う面積よりも少し広がった靴下Eは、部分意匠Bに類似すると考えるのが適切でしょう（図④）。このようなわずかな面積の変更はありふれた変更すぎないからです。

今回のレッスンを通じて、部分意匠の類否判断を行う際に、意匠登録を受けようとする部分以外の部分も考慮され得るけれども、それはあくまでも部分意匠を正確に認識すべく、当該部分の位置などを把握するために考慮され得るものであることを知っておいてください。

今回は部分意匠の類否判断を行う際のもう一つの特徴的な要素「意匠登録を受けようとする部分の用途と機能」を取り上げます。それでは皆さん、今回もお疲れさまでした！

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設、幅広く知的財産の実務に携わり、専修大学および東海大学で講師も務める。先日「管理業務主任者」試験に合格した。マンションの管理業者が管理組合に管理委託契約を説明する際に必要な資格である。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236  
URL : <http://www.ipagent.jp>  
E-mail : [customer@ipagent.jp](mailto:customer@ipagent.jp)